■ 預金積金残高の推移

預金積金残高 1兆1,123億円

預金積金残高は、個人の預金が増加したものの、地方公共団体等の預金が減少したことにより、1兆1,123億円（前期末比52億円減少）となりました。

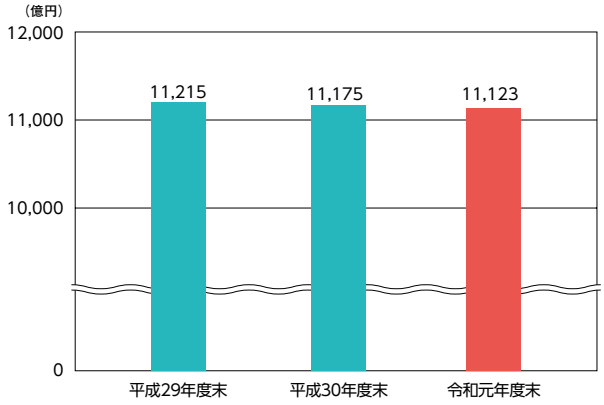

■ 貸出金残高の推移

貸出金残高 4,440億円

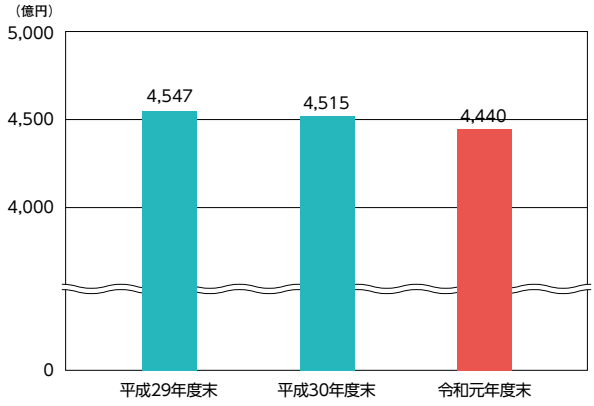

貸出金残高は、法人の貸出金が増加したものの、地方公共団体の貸出金が減少したこと、資産の健全化を図るためのオフバランスを実施したことにより、4,440億円（前期末比75億円減少）となりました。

■ 貸出金の業種別残高構成

幅広いお客さまとお取引

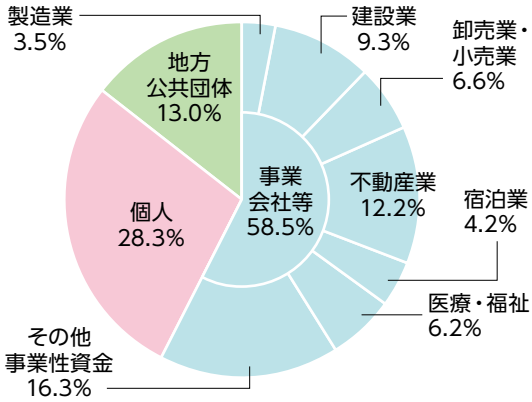

貸出金は、小口多数を基本に、特定の業種に偏ることなく、様々なお客さまの資金需要に積極的にお応えしております。

■ リスク管理債権残高、リスク管理債権比率の推移

リスク管理債権残高 304億円　リスク管理債権比率 6.85%

リスク管理債権額は、お客さまの経営再建を図ることを目的に、貸出条件を緩和したこと等により、304億円（前期末比1億円増加）となりました。

リスク管理債権比率は6.85%（前期末比0.14pt増加）となりました。

リスク管理債権については、担保・保証等や貸倒引当金による保全に努めております。

リスク管理債権額304億円のうち、担保や保証等により124億円、貸倒引当金により88億円を保全しており、保全率は70.08%と高い水準を維持しております。

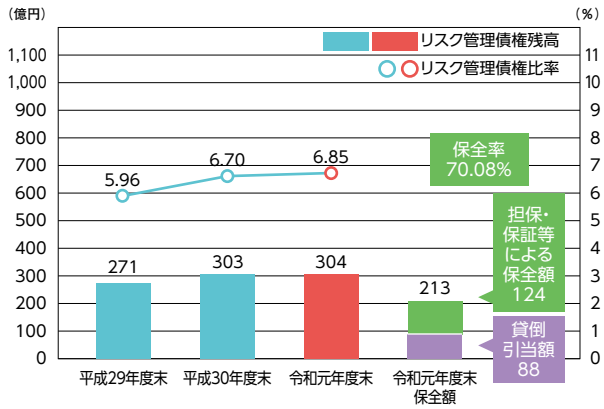

■ 有価証券残高の推移

有価証券残高 4,029 億円

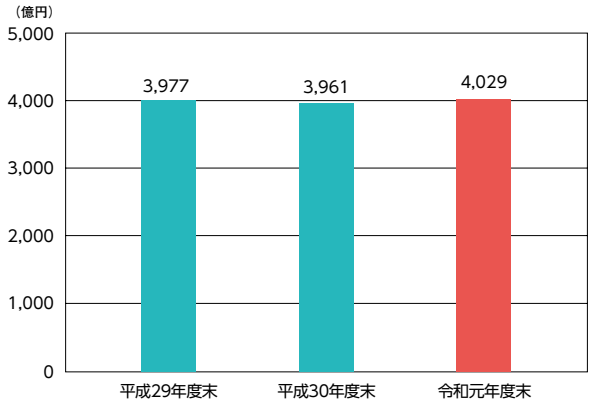

有価証券残高は、債券が減少したものの、投資信託等が増加したことにより、4,029 億円 (前期末比 67 億円増加) となりました。

■ 有価証券の種類別残高構成

安全性重視で運用

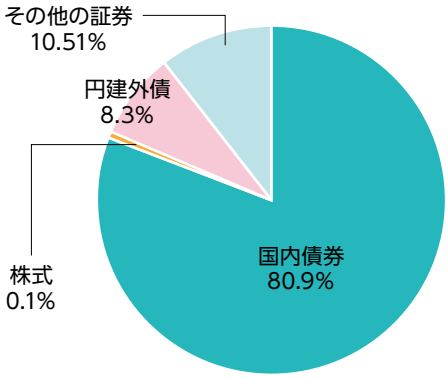

安全資産である国内金利資産への投資を中心としつつ、株式や不動産を組み込んだ投資信託への分散投資に取り組むことで、安定した利息配当金収入の確保に努めました。

■ 損益の推移

当期純利益 6 億円

業務純益は 22 億円 (前期末比 0 億円増加) となりました。
経常利益は 9 億円 (前期末比 6 億円減少) となりました。
当期純利益は 6 億円 (前期末比 3 億円減少) となりました。

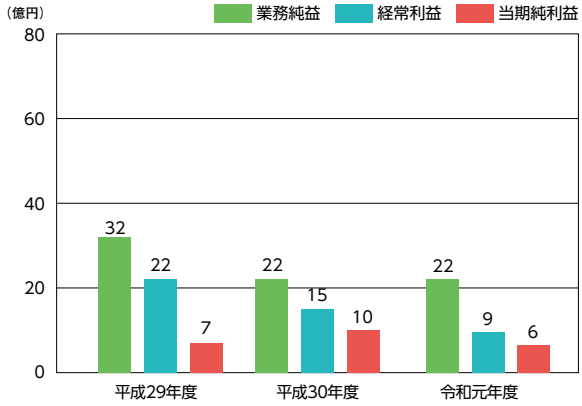

■ 自己資本額、自己資本比率の推移

自己資本額 362 億円　自己資本比率 8.22%

自己資本額は、利益の積み上げ等により、362 億円 (前期末比 12 億円増加) となりました。
自己資本比率は国内基準 (4%) を上回る 8.22% (前期末比 0.36pt 増加) となりました。

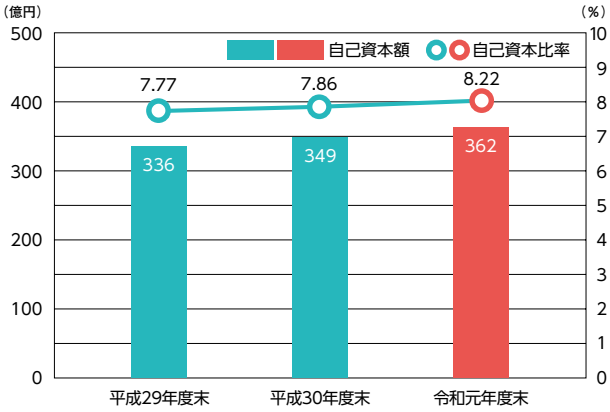

内部管理態勢

内部管理態勢の整備

当金庫は、業務の健全性・適切性を確保し内部管理態勢の充実・強化を図るため、信用金庫法に基づき「内部管理基本方針」を制定し、取り組みを進めております。「内部管理基本方針」につきましては、P25 をご覧ください。

●取組状況

当金庫は、理事会を経営の基本方針および業務執行等に関する重要事項の意思決定を行う機関として定めております。理事会は、経営計画および年度ごとの事業計画を定め、目標を明確にするとともに、目標の達成、進捗状況等について検討・評価しております。また、経営関連情報の開示を適時・適切に行い、経営の透明性を高めております。この理事会の機能を補完する組織として、常勤理事によって構成される常務会を設置しており、金庫の健全かつ円滑な運営を図るため、経営ならびに重要な業務に関する事案について、検討・審議を行っております。あわせてコンプライアンス委員会、統合リスク管理委員会等を設置・運営し、さらなる経営管理強化に努めております。

また、監事につきましては、理事会のほか常務会、コンプライアンス委員会、統合リスク管理委員会など経営の業務執行に関わる重要な会議等に出席し、報告を求めることができる態勢をとっております。

●内部監査態勢

業務監査につきましては、監査部を設置して本部各部、営業店および子会社等に定期的な監査を実施し、内部統制の強化に努めております。同時に、監事会も設置しており、内部統制機能につきまして包括的な監査を実施しております。また、内部統制機能向上の一環として、財務諸表作成に係るプロセス管理を強化し、その基本的枠組みの構築および自己点検、内部監査を実施しております。具体的には財務諸表作成のため必要となる各部門からの計数報告および決算担当部門における決算処理に対して、監査部による決算処理に係る内部監査と各部門長による確認書の提出を義務づけ、各部門および各部門長の責任の明確化を図り、財務諸表の正確性および財務諸表作成に係る内部統制の有効性を図っております。

リスク管理態勢

当金庫では、リスク管理を経営の重要課題と位置づけ、リスク統括部を設置し、経営の健全性を確保するための態勢を構築しております。構築にあたっては、金庫経営において内包する様々なリスク（信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等）を総体的に把握したうえで、質・量ともに十分な自己資本を維持する自己管理型のリスク管理態勢を指向するものとしております。統合的リスク管理に係る最終意思決定機関を理事会とし、適正な統合的リスク管理を実現するため、「統合的リスク管理方針」、「統合的リスク管理規程」をリスク管理の基本として制定しております。

また、当金庫全体におけるリスクを一元的に審議・管理する統合リスク管理委員会を設置するとともに、リスクカテゴリーごとに主管部門を定め、リスク管理の実効性および相互牽制機能を確保しております。統合リスク管理委員会は、統合的リスク管理方針および各リスクの管理方針を策定または改正するほか、統合的リスク管理に関する重要事項を理事会に付議、報告する態勢をとっております。

加えて、監査部が、リスク管理の実効性を確保するため監査を行い、その結果を理事会、常務会等および監事に報告するとともに、必要に応じ被監査部門および主管部門・関連部門に改善すべき事項を指示し、その実施状況を検証しております。

[統合的リスク管理体制図]

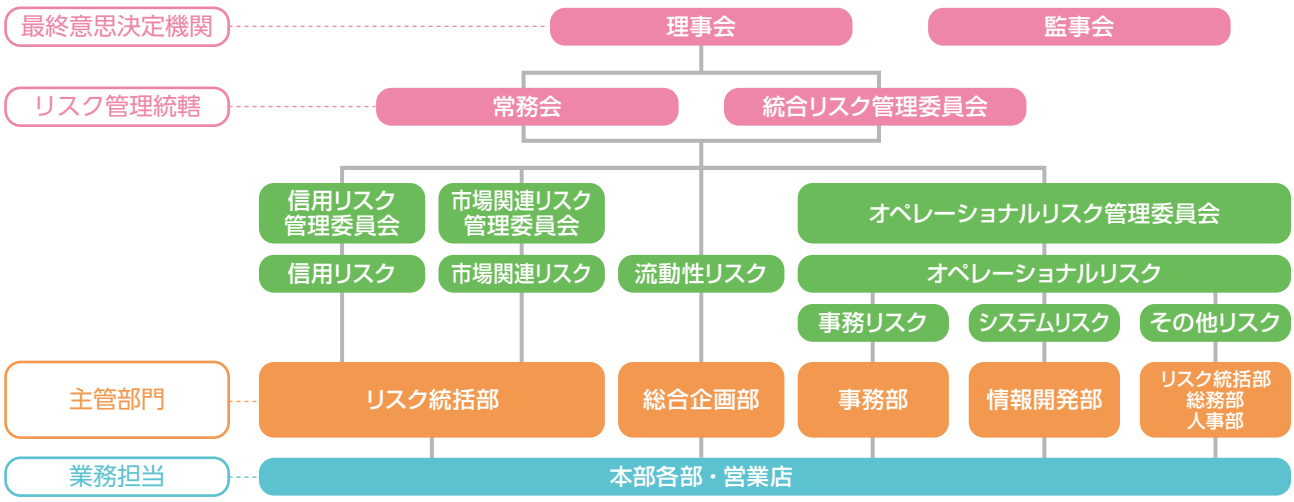

各リスクの管理に関する基本方針

信用リスク管理

信用リスクとは、取引相手の倒産や経営の悪化により、貸出金等の元本および利息が約束通り返済されなくなり、損失を被るリスクのことです。

信用リスクについては、貸出先を 12 段階に格付けする「企業格付制度」によって、貸出金等の資産の自己査定の適正化に努めております。さらに、リスク統括部が資産査定実施部門に対して、資産査定の検証や担当者の教育・指導を行うなど、相互牽制が働く態勢となっております。

また、審査部、経営支援部、融資管理部が、それぞれの役割と責任を明確にして信用リスクを組織的に管理しております。審査部では、「融資審査基準書」に基づいた厳格な審査を行い、経営支援部では、取引先企業の経営改善の支援を行い、融資管理部では、延滞債権等に対して管理・回収の強化を図っております。これらの活動を通して信用リスクの予想損失額を算出するとともに、潜在的な信用リスクを把握することによって、信用リスクの総合的管理を強化しております。

市場関連リスク管理

市場関連リスクとは、金利、為替、株式等、様々な市場リスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクおよび資産・負債から生みだされる収益が変動し、損失を被るリスクのことです。

市場関連リスクについては、市場運用業務を行うフロント部門、リスク管理を行うミドル部門、資金決済および事務処理を行うバック部門を組織上分離し、相互牽制が働く態勢となっております。また、市場関連リスクに関する限度枠として、リスク・リミット（リスク限度枠）、保有限度枠、ロスカット基準を設定し、厳格に管理しております。

ミドル部門は、管理対象となるリスクを特定したうえで VaR 等にてリスクを計測・分析し、適時にストレステストを実施するとともに、リスク状況、限度枠遵守状況および使用状況等のモニタリングをしております。金利リスクについては金利感応度を把握することで重点的に管理しております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなることや、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスクのことです。

流動性リスクについては、「流動性リスク管理基準」に基づき、必要資金等を的確に把握して厳正に管理しております。さらに具体的な対応については、「流動性リスク管理マニュアル」等で周知するなど万全を期しております。

日常の資金管理につきましては、資金の運用、調達所要額を常に把握し、資金繰り表を作成するなど保有資産の流動性を十分に確保しております。

オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクとは、業務プロセス、役職員の活動もしくはシステムの処理等における不適切な対応や外部環境の変化から損失を被るリスクのことです。

オペレーショナルリスクは、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等の幅広いリスクを含んでいます。

事務リスクについては、事務部が日常の事務ミス防止のため事務規程や事務マニュアル等を整備するとともに、臨店指導を行っております。また、監査部が定例的に監査を実施し、事故の未然防止に努めております。

その他リスクに関しては、主管部門が発生防止に向けた取り組みを進めております。

法令等遵守(コンプライアンス)

コンプライアンスへの取り組み

当金庫は、地域金融機関としての社会的責任を重く受け止め、法令や法令に基づく各種ルール、さらには社会的規範を遵守する態勢を構築しております。また、法令等遵守については経営計画に織り込むなど、経営の重要課題と位置づけ、継続的に取り組んでおります。「コンプライアンス基本方針」を本部各部・営業店内に掲示し、コンプライアンス意識、倫理観の醸成に日々努めております。「コンプライアンス基本方針」につきましては、P26 をご覧ください。

●コンプライアンス態勢

法令等遵守態勢としては、リスク統括部内に専門の担当者を配置し、全部店のコンプライアンス態勢についての統括、指導を行っております。

本部各部・営業店には、コンプライアンス責任者および担当者を配置しております。コンプライアンス担当者は、勉強会や OJT（On the Job Training）を通じて法令等遵守意識が職員一人ひとりに浸透するよう努めるとともに、コンプライアンスに関する相談窓口となり、統括部門と連携して法令等遵守を徹底させる役割を担っております。

コンプライアンスに関する問題を審議する機関としてコンプライアンス委員会を設置しており、コンプライアンス担当者から定期的に報告を受けることとなっております。

●態勢強化への取り組み

当金庫は、法令等遵守態勢を強化するため、以下の取り組みを行っております。

- 「水戸信用金庫の行動基準」の制定
- 「コンプライアンス・マニュアル」の全役職員への配布と勉強会の実施
- 「コンプライアンス・プログラム」の策定
- 内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」の設置
- 「反社会的勢力に対する基本方針」「反社会的勢力への対応規程」の制定
- 「信用金庫取引約定書」、「普通預金規定」等への暴力団排除条項の導入
- シニア・コンプライアンス・オフィサーの資格取得

[コンプライアンス体制図]

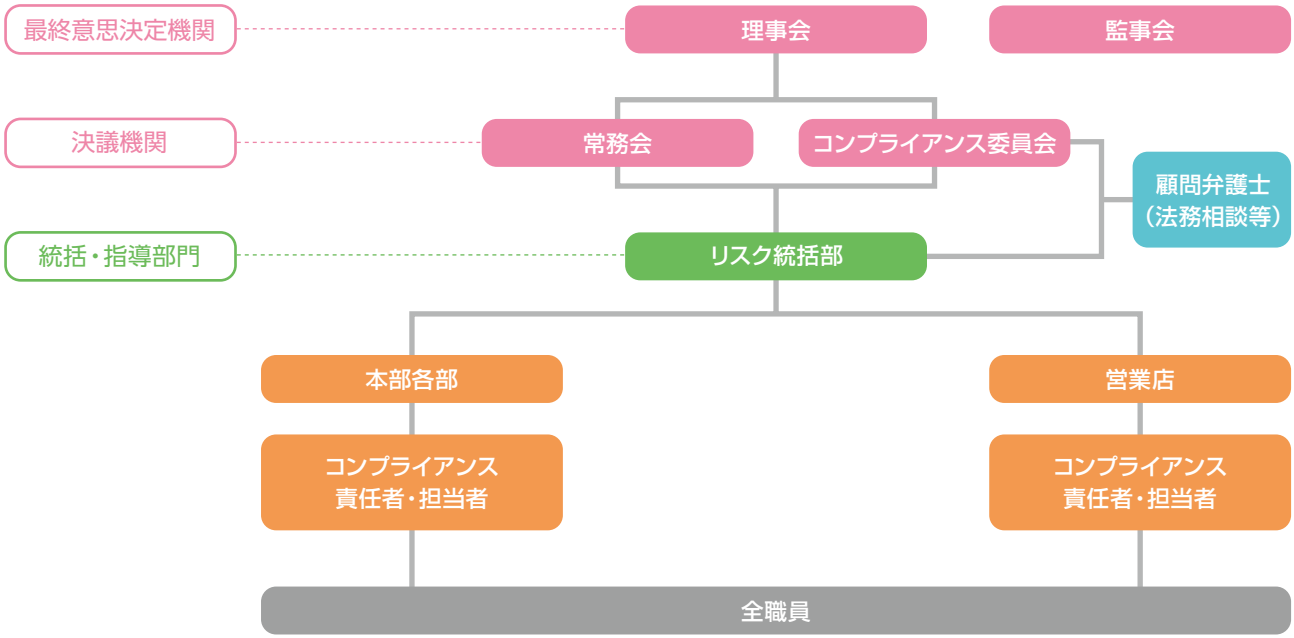

顧客保護

金融 ADR 制度

●苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、ポスター等で公表しております。

苦情は、当金庫営業日（9 時～ 17 時）に営業店またはコンプライアンス室（電話番号：0120-337-662）にお申し出ください。

●紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所（9 時～ 17 時、電話番号：03-3517-5825）にお申し出があれば、下記の東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等にお取り次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫コンプライアンス室にお尋ねください。

名　　称	受付日・時間	電話番号
東京弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00	03-3581-0031
第一東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00	03-3595-8588
第二東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	03-3581-2249

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当金庫は、金融商品の販売やサービスの提供にあたり、お客様のニーズに適切にお応えしていくための「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を策定しております。「お客様本位の業務運営に関する取組方針」につきましては、P26 をご覧ください。

顧客保護等管理方針

当金庫は、「顧客保護等管理方針」に基づき、お客さまとのお取引に際しましては、法令やルールを厳正に遵守し、社会的規範に則った誠実かつ公正な業務運営を遂行するとともに、当金庫のお客さまの正当な利益の保護および利便性向上に向けて、継続的な取り組みを行っております。

「顧客保護等管理方針」につきましては、P26 をご覧ください。

利益相反管理方針

当金庫は、「利益相反管理方針」に基づき、お客さまとのお取引に際しましては、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理しております。

「利益相反管理方針」につきましては、P26 をご覧ください。

金融商品勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しましては、「金融商品勧誘方針」を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとしております。

「金融商品勧誘方針」につきましては、P26 をご覧ください。

金融犯罪対策への取り組み

当金庫は、預金口座を利用した犯罪の未然防止およびお客さまの財産保護のため、口座開設等の取引時の本人確認を徹底し、不正取引防止に努めるなど、様々な取り組みを実施しております。

●ニセ電話詐欺への対応

多発するニセ電話詐欺を防止するために、お振り込みに関して、次のような取り組みを実施しております。

・ATM コーナーでの携帯電話の使用の制限
・窓口にてお振り込み先の確認
・ご高齢のお客さまで、1 年間 ATM によるお振り込みがない場合は、ATM によるお振り込みの制限
・ご高齢のお客さまで、窓口での多額の払い戻しを希望される場合は、現金に替えて、「自己宛小切手」発行の推奨

※「自己宛小切手」は現金化に時間を要し、支払い相手を特定できる可能性があることから、万一、紛失や盗難、詐欺に遭われても被害防止につながります。

なお、この場合の「自己宛小切手」発行手数料については、無料とさせていただいております。

●偽造・盗難キャッシュカード犯罪への対応

スキミングによる偽造キャッシュカードや盗難カードを使用した不正取引などからお客さまの大切な財産をお守りするために、次のような取り組みを実施しております。

・ATM による暗証番号変更
・全 ATM への後方確認ミラーの設置
・ATM 画面のぞき見防止のための遮断フィルターの設置
・個人のお客さまのキャッシュカードによる 1 日あたりの現金のお引き出し利用限度額を 50 万円に引き下げ
・ご高齢のお客さまで、1 年間 ATM による払い戻しがない場合は、キャッシュカードによる 1 日あたりの現金のお引き出しご利用限度額を 10 万円に引き下げ

●取引時の確認について

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、口座開設等の際にお客さまの氏名、住所（住居）、生年月日、職業、取引を行う目的等について確認させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

お客さまへのお願い

●類推されやすい暗証番号をお使いの場合は、すみやかに変更されることをお勧めします。	生年月日、電話番号、住所の番地、自動車のナンバー、4桁が同じ数字など、他人から類推されやすい暗証番号はお避けください。なお、現在類推されやすい暗証番号をご使用の場合は、当金庫ATMにて暗証番号を変更することをお勧めします。
●キャッシュカード、通帳、証書の保管・取り扱いには十分ご注意ください。	・通帳のご記帳はできるだけ頻繁に行い、不審な取引がないかご確認ください。 ・キャッシュカードの暗証番号を、金融機関のお取引以外のサービス（貴重品ボックス、ロッカー、携帯電話等の暗証番号）に使うことはお避けください。 ・ATMをご利用されるときは、暗証番号を後ろから盗み見られたりしないようご注意ください。 ・当金庫職員が店舗内外や電話、電子メールなどでキャッシュカードの暗証番号をお尋ねすることはありません。不審な点がある場合はただちに当金庫にご照会ください。 ・キャッシュカードのご利用明細票は、お持ち帰りになられるか、他人に見られないように廃棄してください。 ・キャッシュカードも通帳や印鑑と同様、大切なものですので厳重な管理をお願いいたします。長時間お手もとからお離しになられる際は十分ご注意ください。

偽造・盗難カード被害に遭われた場合の連絡先

お客さまが、偽造・盗難カード被害に遭われた場合にはただちに下記までご連絡ください。

曜　日　等	連絡時間帯	連絡先名称	連絡先電話番号
平　日	0：00～ 8：45	ATMサービスセンター	0120-310-345
	8：45～17：15	各お取引店	各お取引店電話番号
	17：15～24：00	ATMサービスセンター	0120-310-345
土曜日・日曜日・祝日	0：00～24：00	ATMサービスセンター	0120-310-345

※各お取引店の電話番号は P30 ～ 31 をご覧ください。

Q 印章・通帳・カードなどをなくしてしまった場合

A

キャッシュカード ローンカード

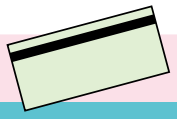

通帳・証書

貸金庫の鍵、カード 夜間金庫の鍵

印章

すぐに水戸信用金庫お取引店または最寄りの本支店へお電話ください。
平日8：45～17:15はお取引店へご連絡ください。
平日0:00～8:45、17:15～24:00、土日祝日0:00～24:00は
ATMサービスセンターにご連絡ください。（TEL 0120-310-345）

盗難の場合は、警察へもお届けください。

お取引店の窓口へお越しください。「喪失届」「変更届」等にご記入いただきます。

公的証明書※をお持ちください。
写真付きの場合は1種類、写真なしの場合は2種類必要となります。

お取引印章をお持ちください。

新しい印章・通帳・証書をお持ちください。

ご本人さま宛「照会状」を郵送する場合がございます。
所定の項目にご記入のうえ、返信用封筒に入れてご返送ください。

手数料1,100円（税込）がかかります。

手数料1,100円（税込）と実費がかかります。

新しいカードを書留でご郵送します。

公的証明書とお取引印章をお持ちになってお取引店にご来店ください。

新しい印章をお使いください。

※公的証明書

個人	写真付きの公的証明書……運転免許証、旅券（パスポート）、障がい者手帳、マイナンバーカード等 写真なしの公的証明書……印鑑登録証明書、各種健康保険の被保険者証等
法人	印鑑登録証明書、登記事項証明書等

Q カードの暗証番号を忘れてしまった場合

A

おそれいりますが、暗証番号のご照会はお受けいたしかねます。
お手数ですが、最寄の店舗の窓口でカードの再発行手続きをお願いします。
〈お持ちいただくもの〉
◎カード　◎お取引印章　◎公的証明書　　※手数料1,100円（税込）がかかります。

Q 引っ越しをした場合

A

最寄の店舗の窓口へお越しください。
〈お持ちいただくもの〉
■住所変更のみの方
◎お取引印章　◎新住所が確認できる公的証明書（住民票・運転免許証など）
■住所変更とともにお取引店も変更される方
◎すべての通帳および証書　◎カード　◎お取引印章
◎新住所が確認できる公的資料（住民票・運転免許証など）
※口座振替の指定口座となっている場合は、指定口座変更の手続きも必要となります。
※通帳・証書・カードを紛失している場合は、1件につき手数料1,100円（税込）がかかります。

Q 結婚などにより氏名が変わった場合

A

最寄の店舗の窓口へお越しください。
〈お持ちいただくもの〉
◎すべての通帳および証書　◎カード　◎お取引印章（印章を変更するときは新しいお取引印章もご一緒に）
◎戸籍謄（抄）本または住民票の写し（1枚で旧姓および現姓が確認できるもの）または運転免許証（旧姓の運転免許証で裏面に変更表示のあるもの）

総代会制度

総代会の役割

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、当金庫では、会員数が多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、意見・要望・苦情窓口の設置、会員向けアンケートの実施、役職員による日々の訪問活動等を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、様々な経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代および総代選考委員の資格・適格要件等

1. 総代の資格・適格要件・任期
   (1) 資格要件
   - 当金庫の会員であること

   (2) 適格要件
   - 優良なメイン取引先であること
   - 人格、見識に秀れ、当金庫の発展に寄与できる人
   - 地域における信望が厚く、総代として相応しい人
   - 良好な社会的生活を営んでいる人
   - 他の金融機関の役職員・総代でない人
   - 留任の場合は、80歳未満の人

   (3) 任期
   - 3年

2. 総代選考委員の資格・適格要件・任期
   (1) 資格要件
   - 当金庫の会員であること

   (2) 適格要件
   - 正常な取引先であること
   - 良識を持って正しい判断ができる人
   - 総代就任の意思のない人
   - 総代候補者と同一事業所に携わらない人

   (3) 任期
   - 3年

選考手続き

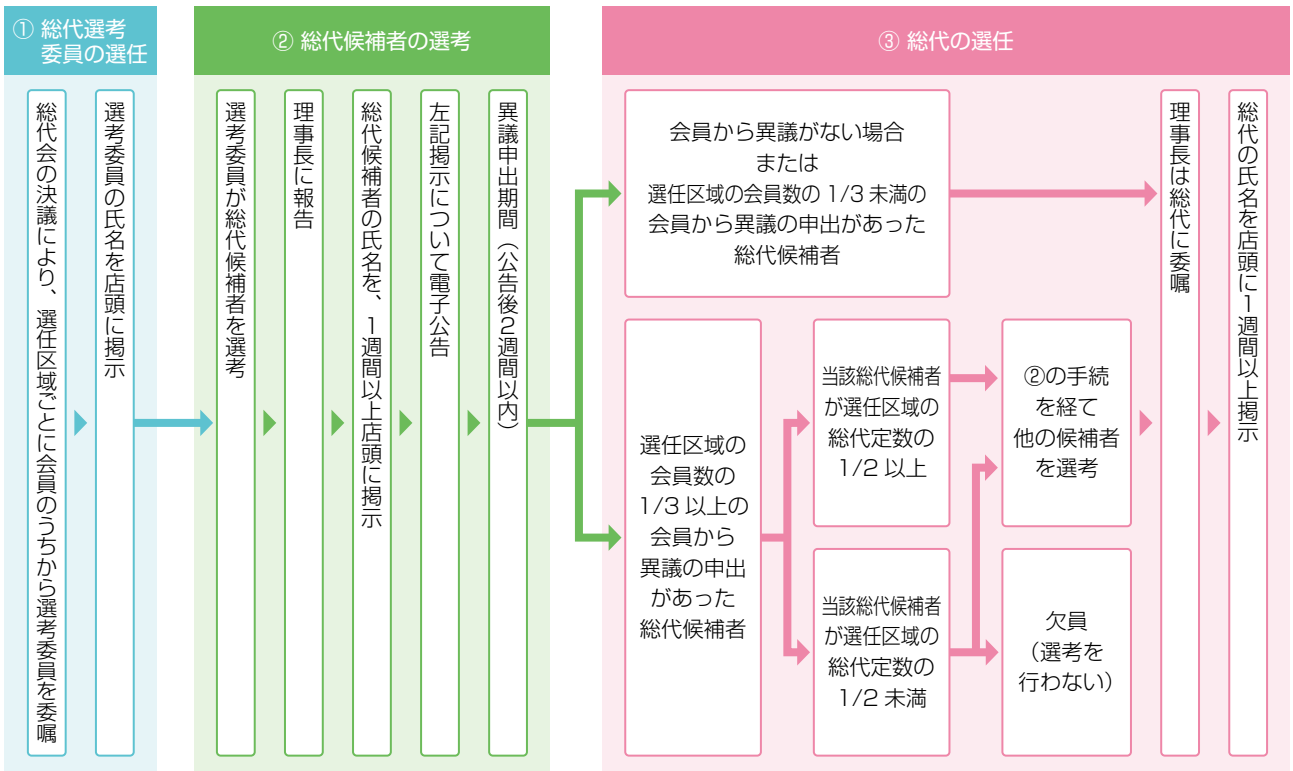

総代会開催日・報告事項・決議事項

令和２年６月23日開催の第75期通常総代会において、次の事項が付議され、各議案とも原案どおり承認されました。

1. 報告事項　第１号報告　第75期　業務報告・貸借対照表・損益計算書報告の件
2. 決議事項　第１号議案　第75期　剰余金処分案承認の件
　第２号議案　会員の法定脱退の件
　第３号議案　理事の任期満了に伴う改選の件

第75期通常総代会

総代名簿

（令和２年６月30日現在）

1.水戸･中部地区	薄井 宗明④ 関根 愼一⑬ 関 輝喜⑦ 林 邦雄③	遅野井 健⑤ 金澤 邦道⑧ 高沢 彰⑩ 圷 誠一④	山口 一郎⑤ 川上 裕一③ 二川 泰久⑤ 長洲 常男②	山田 茂⑧ 島村 明弘① 堀井 克美⑪ 大貫 恒夫⑤	綿引 宏次⑭ 中山 彰真⑦ 久須美 勝利⑧	入江 元⑦ 小池 貞⑤ 川上 洋一③	砂押 重勝⑤ 石島 國男⑤ 深作 律夫⑤
2.県東地区	石井 藤一郎⑦ 清水 悟②	川上 宰希⑦ 田中 正平⑦	坂本 敬子⑤ 鶴田 哲男⑧	田山 東湖⑫ 瀬谷 利雄①	卯野 福弥③ 根本 悦子①	池本 直樹⑦	海野 泰司③
3.県北地区	佐々木 謙一⑤ 熊田 昭二⑤ 馬上 秀一⑤	樋本 和雄⑬ 白土 仙一郎⑦ 菊池 勝雄⑤	髙倉 信隆⑥ 田口 喜久雄⑤	中野 博守⑭ 森嶋 鎮一郎⑨	藤井 幹子① 吉田 二男①	武子 晃② 小松 茂一⑦	川嶋正次① 柴田 英哉⑪
4.県西･石岡地区	飯田 勇⑤ 田所 嘉徳⑩ 市村 茂雄②	山口 伸樹① 青木 正紀⑤ 神生 恭利④	江原 均⑥ 木村 政美⑥ 田村 豊顕⑥	木川 知三① 林 稔② 永田 良夫⑥	長尾 完⑥ 吉水 幸憲⑥ 川又 忠志⑥	川那子 克己⑥ 中村 儀昭③	斉藤 悦夫⑩ 山西 弘一郎②
5.土浦･つくば地区	佐野 欣一③ 池野辺 衛② 増山 栄② 細田 哲男⑧	寺島 さと子④ 七野 満④ 坪井 あや子⑤	丸山 美智子② 島田 静子① 中根 英夫④	元川 隆彦⑥ 高塚 千史⑥ 久松 一郎⑥	浅野 敏夫⑥ 中川 清⑥ 植田 利収②	軽部 晃② 山本 和男⑥ 小松崎 雅雄②	清水 俊男③ 川村 剛久⑥ 飯田 茂夫④
6.鹿行地区	鹿島 則良⑥ 額賀 健③	島 正美⑥ 立野 壯一⑤	花ケ崎 明治③ 平山 一巳⑤	宮崎 良之⑥ 髙﨑 俊雄②	市村 正義④ 宮本 治①	鬼沢 弘子② 山本 次保③	菊地 美博⑥ 鈴木 一⑥
7.県南･千葉地区	張替 和夫⑧ 増川 剛⑧ 結城 繁⑧	藤井 明④ 芳住 幹男⑧ 足立 俊弘①	宮本 博行② 長妻 稔⑧ 川村 一幸⑧	海老原 邦夫③ 羽生 丈夫⑧ 髙橋 稔②	風見 治⑧ 岩瀬 剛⑧ 石塚 善兵衛⑧	霜村 研一⑧ 黒田 正⑧ 川野 健一③	野中 光雄⑧ 山岡 登⑧
合　計	128名　定数:100名以上180名以内						

※○内の数字は選任回数

（順不同、敬称略）

［総代の年齢別分布］

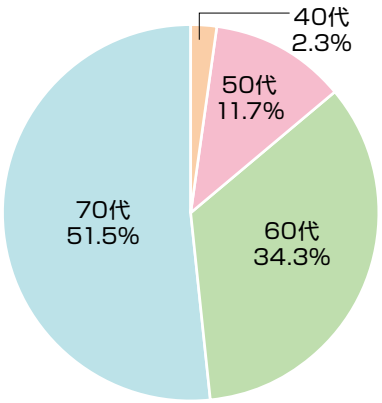

［総代の業種別分布］

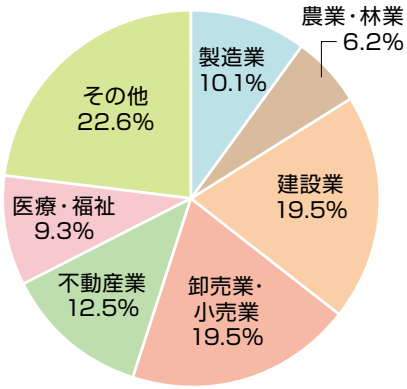

内部管理基本方針

1. 目的
当金庫は、当金庫の業務ならびに当金庫、子会社および子法人等から成る集団(以下、「当金庫グループ」という。)の業務の健全性・適切性を確保するため、信用金庫法第 36 条第 5 項第 5 号に基づき、次のとおり内部管理基本方針を定め、組織全体に周知させることとする。

2. 法令等遵守体制
当金庫は、当金庫グループの役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を次のとおり構築する。
(1) 法令等遵守の徹底を業務の健全性および適切性を確保するための重要課題の一つとして位置付け、「水戸信用金庫行動基準」、「コンプライアンス・マニュアル」他を定め法令等遵守の重要性を役職員に周知徹底するとともに、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画を記した「コンプライアンス・プログラム」を策定する。
(2) 当金庫グループの法令等遵守に関する事項を一元的に審議・管理する「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、コンプライアンス統括担当をリスク統括部内に設置する。また、当金庫の本部各部、営業店ならびに子会社および子法人等に「コンプライアンス責任者」および「コンプライアンス担当者」を配置し、法令等遵守の徹底を図る。
(3) 不正行為等の早期発見と是正を行うため、職員がコンプライアンス違反行為の事実ないし、その疑義を認識した場合に、所属部店等の上司を介さず、匿名で直接コンプライアンス統括担当に報告・相談等を行うことのできるコンプライアンス・ホットラインを設置する。
(4) 反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、「反社会的勢力に対する基本方針」、「反社会的勢力等対応規程」を定め役職員に周知徹底するとともに、組織として対応するための体制を構築する。また、反社会的勢力の不当要求には、断固として拒絶し関係を持たないこととするとともに、職員の安全を確保し、組織全体で法的に対応する。
(5) 監査部は、法令等遵守態勢の適切性および有効性について監査を行い、その結果を理事会、常務会等および監事に報告するとともに、必要に応じ被監査部門(子会社および子法人等を含める。以下同じ。)および統括部門に改善すべき事項を指示し、その実施状況を検証する。

3. 情報の保存管理体制
当金庫は、当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制を次のとおり構築する。
(1) 理事の職務執行に係る理事会、常務会等の各議事録および各稟議書類等は、「理事会規程」、「常務会規程」等に基づき作成し、「文書保存、廃棄規程」等に則って、意思決定を行うために用いた資料とともに適切に保存・管理する。
(2) 理事および監事は、これらの文書を常時閲覧することができる。

4. リスク管理体制
当金庫は、当金庫グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制を次のとおり構築する。
(1) 適正な統合的リスク管理を実現するため、「統合的リスク管理方針」、「統合的リスク管理規程」をリスク管理の基本として策定するとともに、リスクカテゴリー毎にそれぞれのリスク特性等に応じた管理方針、規程等を策定する。
(2) 当金庫グループのリスクを一元的に審議・管理する「統合リスク管理委員会」を設置するとともに、リスクカテゴリー毎の主管部門・担当部門を定め、リスク管理の実効性および相互牽制機能を確保する。
(3) 統合リスク管理委員会は、当金庫グループにおけるリスクの状況を定期的または必要に応じ理事会に報告する。また、特に経営に重大な影響を与える事案については、理事会に速やかに報告または付議する。
(4) 監査部は、リスク管理の実効性を確保するために監査を行い、その結果を理事会、常務会等および監事に報告するとともに、必要に応じ被監査部門および主管部門・担当部門に改善すべき事項を指示し、その実施状況を検証する。
(5) 大規模災害、システム障害および風評リスク等緊急事態の発生に伴い生じ得る損害や影響を最小限に抑えるため、「危機管理要領」に基づいて危機管理態勢を整備する。

5. 理事の職務の執行体制
当金庫は、当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を次のとおり構築する。
(1) 理事会を原則月 1 回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催するものとし、当金庫の経営の基本方針および業務執行等に関する重要事項について意思決定を行う。
(2) 理事会は、全役職員が共有する経営計画および年度毎の事業計画を定め、目標を明確にするとともに、目標の達成、進捗状況等について検討・評価する。
(3) 理事の職務の執行が効率的に行われているかを、会員および預金者等関係者からも確認できるように、経営関連情報の開示を適時・適切に行い、経営の透明性を高める。

6. 業務の適切性を確保する体制
当金庫は、当金庫グループの業務の適正を確保するための体制を次のとおり構築する。
(1) 当金庫の代表理事は、子会社および子法人等の代表取締役から定期的に同社の取締役等の職務執行状況のうち経営上の重要事項に関する報告を受ける。報告を受けた代表理事は、必要に応じてその内容を理事会等に報告する。
(2) 監事および監査部は、当金庫グループの業務について、法令等に抵触しない範囲において定期的に監査を行う。監査部は、その結果を代表理事に報告する。報告を受けた代表理事は、必要に応じてその内容を理事会等に報告する。
(3) 当金庫は、子会社および子法人等が業務運営方針や事業計画その他重要事項を策定するのにあたり、当金庫の経営方針等に準拠した内容としているかを検証する。
(4) 当金庫は、子会社および子法人等における業務運営方針や事業計画に基づく事業の実施状況を定期的に管理・検証し、必要に応じてその結果を理事会等に報告する。
(5) 当金庫と当金庫の子会社および子法人等との取引が、弊害防止措置等の遵守やアームズ・レングス・ルールの遵守の観点から適切なものとなるよう、総合企画部や監査部が定期的にモニタリングするなどの措置を講ずる。

7. 監事の職務の補助
当金庫は、当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項を次のとおりとする。
(1) 監事が、監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合、理事は監事と協議のうえ、人員を配置する。
(2) 監事を補助すべき職員の配置にあたっては、当該業務等を十分検証できる能力を有するものを配置する。

8. 監事の職務を補助する職員の独立性等
当金庫は、当金庫の監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性等に関する事項を次のとおりとする。
(1) 監事の職務を補助すべき職員は、他部署を兼務せず、当該監査業務に関し監事の指揮命令に従い、監事以外のものからの指揮命令は受けないこととする。
(2) 理事は、監事の職務を補助すべき職員の人事異動および考課等の人事権に係る事項の決定については、予め監事の同意を求めることとする。

9. 監事への報告体制
当金庫は、当金庫の理事および職員ならびに子会社および子法人等の役職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制を次のとおり構築する。
(1) 当金庫の理事および職員は、当金庫グループにおける次に定める事項について事態認識後直ちに監事に報告するものとする。ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。
①理事会(子会社および子法人等においては取締役会)および常務会で決議された事項
②当金庫グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
③経営状況に関する重要な事項
④内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
⑤重大な法令・定款違反
⑥コンプライアンス・ホットラインの運用および通報の内容
⑦コンプライアンス違反およびその他コンプライアンス上重要な事項
(2) 当金庫は、公益通報者保護に関する規程等に基づき、監事への報告を行った者の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じる。
(3) 監事は、当金庫グループの業務執行に係る重要な書類を適宜閲覧するほか、必要に応じて当金庫の理事および職員ならびに子会社および子法人等の役職員に対して説明を求めることができる。
(4) 監事は、理事会のほか常務会、コンプライアンス委員会、統合リスク管理委員会、ALM 委員会など経営の業務執行に係わる重要な会議等に出席し報告を求めることができる。

10. その他監事の監査の実効性を確保する体制
当金庫は、その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を次のとおり構築する。
(1) 監事が作成する監査計画に基づく監査の実施に対し、理事および職員は協力する。
(2) 代表理事は、監事と当金庫が対処すべき課題、監事監査の環境整備の状況等について定期的に意見交換を行う。
(3) 監事は、監査部、監査法人等との連携を保ち、監査の実効性の確保に努める。
(4) 監事は、監査部に対して調査を求めることができる。また、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士その他の外部専門家を活用できる。
(5) 監事は、必要に応じて契約書類、稟議書、各会議議事録等を閲覧できる。
(6) 当金庫は、当金庫の事業計画および監事の監査計画等に基づき、毎年、一定額の監査費用に係る予算を計上することとし、その額の決定にあたっては、予め監事の同意を求めることとする。

11. 基本方針の改廃
本基本方針の改廃は、理事会が決議する。

コンプライアンス基本方針

1. 社会的使命と公共性の自覚と責任
水戸信用金庫ならびに水戸信用金庫の子会社および子法人等から成る集団（以下、「当金庫グループ」といいます。）は、地域社会の一員としての社会的責任と公共的使命を常に自覚し、自己責任に基づく健全な業務運営の遂行に努めます。
2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献
当金庫グループは、セキュリティ・レベルに十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域社会の発展に貢献します。
3. 法令やルールの厳格な遵守
当金庫グループは、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。
4. 地域社会とのコミュニケーション
当金庫グループは、経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。
5. 職員の人権の尊重等
当金庫グループは、職員・社員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保します。
6. 環境問題への取り組み
当金庫グループは、資源の効率的利用や廃棄物の削減を推進するとともに、環境保全に寄与する金融サービスの提供に努めるなど、環境問題に積極的に取り組みます。
7. 社会貢献活動への取り組み
当金庫グループが地域社会の中において存続・発展し得る存在であることを自覚し、「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組みます。
8. 反社会的勢力の排除
当金庫グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力を断固として排除します。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

1. 私たちは、金融機関としての職業倫理をもって、お客さまの最善の利益を第一に、誠実・公正に業務を行ってまいります。
2. 私たちは、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、お客さまとの利益相反管理を適切に行ってまいります。
3. 私たちは、金融商品の販売やサービスの提供にあたり、お客さまにご負担いただく手数料その他の費用の詳細について、適切な資料に基づき、わかりやすい丁寧な説明を行います。
4. 私たちは、金融商品の販売や推奨等を行ううえでの重要な情報について、お客さまにご理解いただけますよう、わかりやすい丁寧な説明を行います。
5. 私たちは、お客さまとの対話を通して、お客さまお一人おひとりにふさわしい金融商品の販売や推奨等を行います。
6. 当金庫は、お客さまの最善の利益を図るための職員に対する適切な教育を行ってまいります。

顧客保護等管理方針

水戸信用金庫ならびに水戸信用金庫の子会社および子法人等から成る集団（以下、「当金庫グループ」といいます。）は、お客さまとのお取引に際しましては法令やルールを厳正に遵守し、社会的規範に則った誠実かつ公正な業務運営を遂行するとともに、お客さまの正当な利益の保護および利便性の向上に向けて、継続的な取り組みを行ってまいります。

1. 当金庫グループは、お客さまに十分ご理解をいただいた上でお取引いただけるよう、金融取引や商品等に関するお客さまの知識、経験、財産の状況およびご契約の目的に応じて適切な情報の提供と商品説明を行います。
2. 当金庫グループは、お客さまからお申出のあった、ご意見、ご相談および苦情等につきましては、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるように努めるとともにお客さまの正当な利益が保護されるよう努めてまいります。
3. 当金庫グループは、お客さまの情報を適性かつ適法な手段で取得し、お客さまの同意がある場合や法令等により開示が求められた場合等を除いて、利用目的の範囲を超えた利用や第三者への提供を行いません。また、お客さまの情報を正確に保つように努めるとともに情報への不正なアクセスや情報の流失・紛失等防止のため、必要かつ適正な措置を講じてまいります。
4. 当金庫グループが行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまの利益を守るため、委託先に対して適切かつ十分な管理を実施いたします。
5. 当金庫グループは、お客さまとの取引で生じうる利益相反のおそれのある取引につきましては、法令等に従って適正に管理する体制を整備するとともにお客さまの利益が不当に害されることを防止するため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。

※本方針における「お客さま」とは、「当金庫グループをご利用されている方および利用しようとしている方」を意味します。
※お客さま保護の必要性のある業務とは、預金等の受入れ、与信取引、金融商品の販売および募集等においてお客さまと当金庫グループとの間で行われるすべての取引に関する業務です。

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫およびみとしんリース株式会社（以下、総称して「当金庫等」といいます。）がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
(1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
①当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
②当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
③当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を利用して行う取引
(2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。
また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

金融商品勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明いたします。
3. 当金庫は、誠実・公平な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。店舗内での勧誘については所定の営業時間内、訪問・電話による勧誘については午前９時から午後８時までといたします。ただし、事前にお客さまからのご了解をいただいている場合を除きます。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

組織・役員

組織図

（令和２年６月30日現在）

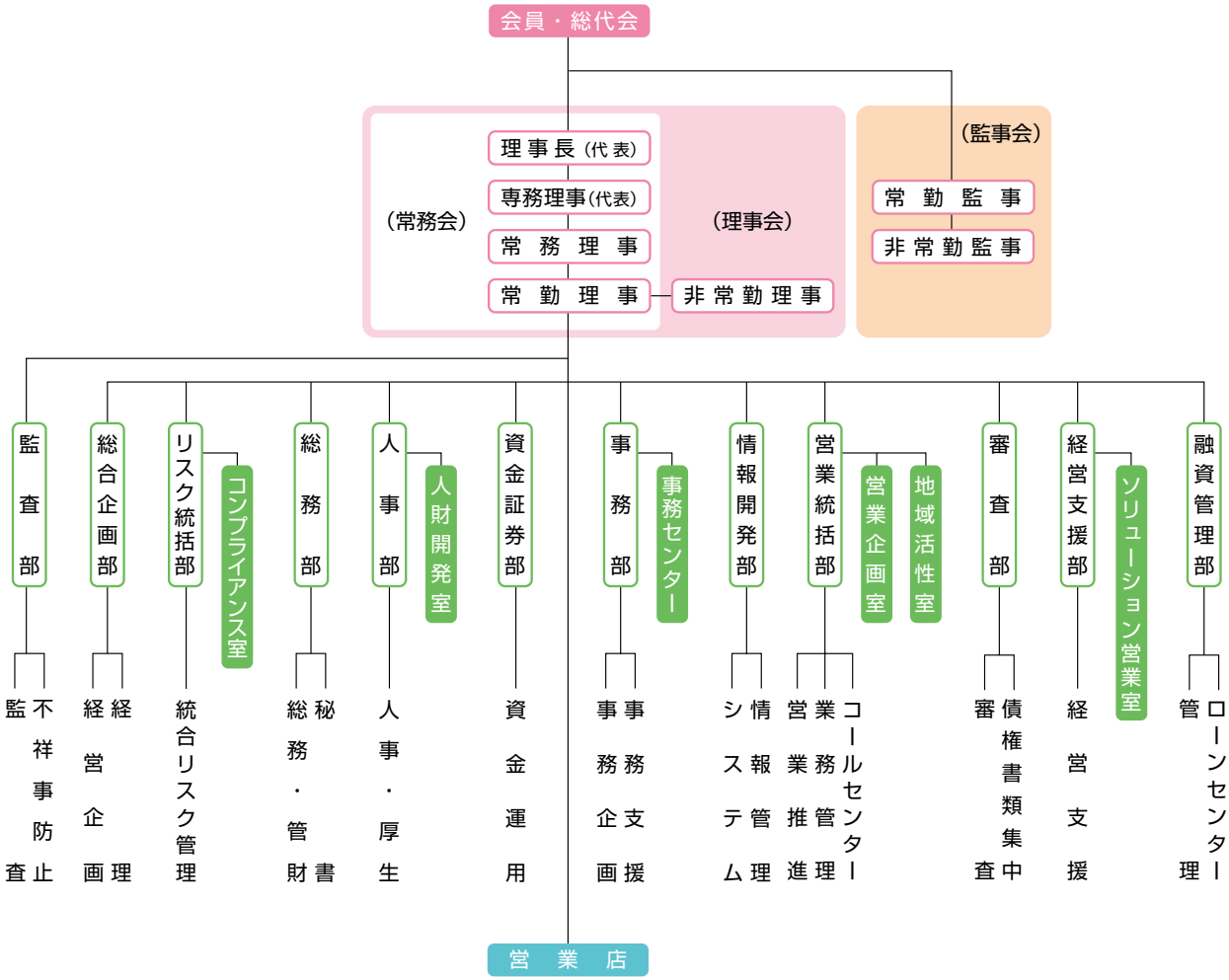

役員

（令和２年６月30日現在）

理事長（代表理事）	塙　由博	理事（常勤）	安重　正和	理事（非常勤）	長野　正紀 ※1
専務理事（代表理事）	居村　徹也	理事（常勤）	照沼　政彦	理事（非常勤）	岡田　幸彦 ※1
専務理事（代表理事）	桑名　尚身	理事（常勤）	寺門喜久夫	監事（常勤）	廣瀬　千秋
常務理事（常勤）	小橋　昭弘	理事（常勤）	酒井　充	監事（非常勤）	櫻井　敏行 ※2
常務理事（常勤）	飯村　次男			監事（非常勤）	福田　敬士 ※2

※1は「総代会の機能向上策に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事
※2は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事

沿革

1945年	1月	市街地信用組合法に基づき水戸信用組合を設立し、事務所を水戸市泉町に開設
	8月	戦災で店舗消失、仮店舗を馬口労町に開設
1950年	3月	店舗（本店）を水戸市大工町へ移転
1952年	6月	信用金庫法に基づき水戸信用金庫に組織を変更 預金残高 8,600 万円、出資金 500 万円
1953年	4月	最初の支店（赤塚支店）を水戸市赤塚町に開設
1956年	7月	磯原信用金庫と合併。合併後預金残高 4 億 4,800 万円、出資金 2,300 万円
1958年	12月	預金残高 10 億円を突破。営業店舗 7 ヵ店、役職員数 105 名
1959年	10月	水戸市大工町に本店新築、移転
1963年	3月	預金残高 50 億円を突破。営業店舗 8 ヵ店、役職員数 183 名
1966年	12月	預金残高 100 億円を突破。営業店舗 9 ヵ店、役職員数 269 名
1970年	12月	預金残高 200 億円を突破。営業店舗 9 ヵ店、役職員数 303 名
1972年	6月	那珂湊信用金庫と合併。合併後預金残高 270 億 8,700 万円。出資金 3 億 8,700 万円
1974年	12月	預金残高 500 億円を突破。営業店舗 12 ヵ店、役職員数 397 名
1975年	4月	「みとしん経営研究会」発足
	11月	日本銀行歳入代理店の認可
	8月	「みとしん黄門会」発足
1977年	12月	CD カード取扱開始。預金残高 1,000 億円を突破。
1978年		営業店舗 15 ヵ店、役職員数 540 名
	3月	しんきんネットキャッシュサービス開始
1983年	6月	国債等の窓口販売取扱開始
1984年	12月	預金残高 2,000 億円を突破。営業店舗 22 ヵ店、役職員数 630 名
1988年	1月	新オンラインに移行
	9月	得意先活動にハンディ端末機導入
1989年	8月	I-NET キャッシュサービス開始 預金残高 3,000 億円を突破。営業店舗 29 ヵ店、役職員数 686 名
1990年	7月	全国キャッシュサービス開始
1991年	10月	「みとしん青年重役会」発足
	11月	CI 発表
	12月	預金残高 4,000 億円を突破。営業店舗 35 ヵ店、役職員数 707 名
1992年	4月	アンサーサービス開始
	12月	データ伝送サービス開始
1994年	5月	水戸市城南に本店新築、移転。大工町支店開設 店舗数 40 ヵ店、水戸市内 10 ヵ店
1995年	1月	創立 50 周年
	10月	「みとしん資産活用研究会」発足
1996年	1月	信託代理業務取扱開始
1998年	9月	年金フリーダイヤルの設置
	11月	外貨定期預金の取扱開始（2019 年 6 月に取扱中止） 全店合同「年金友の会」発足
1999年	12月	ホームページ開設（http://www.mitoshin.co.jp/）
2000年	5月	龍ケ崎信用金庫と合併し、新生「水戸信用金庫」としてスタート 合併後預金残高 6,306 億円、出資金 17 億円、営業店舗 56 ヵ店、役職員数 911 名
	12月	しんきんゼロネットサービス開始
2001年	3月	スポーツ振興くじ払戻業務取扱開始
	4月	デビットカードサービス取扱開始。保険窓口販売開始
	12月	投資信託窓口販売開始
2002年	7月	県内初の土日通常営業店舗、龍ケ岡支店開設
	9月	石岡信用金庫の事業譲り受け
	11月	個人年金保険等生命保険の窓口販売開始
2003年	1月	土浦信用金庫と合併。合併後預金残高 1 兆 554 億円、出資金 41 億円、営業店舗 82 ヵ店、役職員数 1,271 名
	5月	郵便貯金（現ゆうちょ銀行）との提携キャッシュサービス開始
	6月	個人向け国債取扱開始
	7月	アイワイバンク（現セブン銀行）との提携キャッシュサービス開始
2004年	7月	「法人キャッシュカード」取扱開始 投資信託受益証券の窓口販売を全店に拡大
	9月	「みとしんビジネスダイレクト」取扱開始
2005年	1月	無利息型普通預金取扱開始
	3月	個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）制定
2006年	4月	イメージキャラクターとして「アンパンマン」を採用
2007年	10月	赤塚支店、土日営業店舗としてリニューアルオープン
2008年	5月	医療保険、がん保険取扱開始
	6月	イオン銀行との提携キャッシュサービス開始
2009年	6月	当金庫 3 番目の土日営業店舗研究学園支店開設
	11月	みとしんビジネスマッチングサービス開始
2010年	4月	学資保険取扱開始
	7月	新オンラインシステムへ移行
2011年	5月	水戸ホーリーホックとスポンサー契約締結
	6月	茨城県と「茨城県認知症普及啓発対策企業連携事業」についての協定締結
2012年	3月	菅谷支店リニューアルオープン
2013年	5月	大工町支店リニューアルオープン
	12月	磯原支店リニューアルオープン 北茨城市と「災害時応援協定」を締結
2014年	9月	日本政策金融公庫と業務連携
	11月	土浦支店リニューアルオープン
2015年	3月	土浦市と「災害協定」を締結
	8月	創業支援施設「夢ぷらざ」の開設 茨城県よろず支援拠点の連携協定の締結
	12月	REVIC と「特定専門家派遣」に関する契約を締結
2016年	2月	ホームページリニューアル
	10月	「第 1 回 水戸黄門漫遊マラソン」に特別協賛
2017年	4月	第 20 次中期経営計画策定
	9月	新オンラインシステムへ移行
	10月	「くるみん認定」を取得
	11月	茨城県女性が輝く優良企業認定制度において 3 つ星を取得
2018年	3月	パーソルホールディングス（株）と業務提携
	5月	牛久支店リニューアルオープン
	12月	「しんきん圏央道アライアンス」に関する協定の締結
2019年	2月	「健康経営優良法人 2019（ホワイト 500）」認定の取得
	11月	「プラチナくるみん認定」を取得
2020年	1月	創立 75 周年
	2月	「健康経営優良法人 2020」認定の取得
	4月	第 21 次中期経営計画策定

信金中央金庫のご紹介

信金中央金庫は、全国各地にある信用金庫の出資によって設立された協同組織金融機関で、信用金庫の中央金融機関としての役割を担っています。

全国の信用金庫から預け入れられた資金や信金中央金庫が金融債を発行して調達した資金をもとに、地方公共団体、事業会社等への貸出を推進するとともに、信用金庫と協力して、信用金庫のお取引先である中小企業や地域住民の皆さまの多様なニーズにお応えしています。

信金中央金庫（SCB）

- ●総資産　40兆円
- ●拠点数　国内14　海外5
- ●連結自己資本比率　24.31%（国内基準）

※計数は令和２年３月末のものです。

証券業務	しんきん証券(株)
	信金インターナショナル(株)
投資運用業務	しんきんアセットマネジメント投信(株)
消費者信用保証業務	信金ギャランティ(株)
投資・M&A仲介業務	信金キャピタル(株)
データ処理の受託業務等	(株)しんきん情報システムセンター
事務処理の受託業務等	信金中金ビジネス(株)

信用金庫の中央金融機関としての主な役割

信金中央金庫は、信用金庫の中央金融機関として、1. 信用金庫の業務にかかるサポート機能、2. 信用金庫の経営にかかるサポート機能、3. 信用金庫業界の資金運用機能という３つの大きな役割を果たしています。

1. 信用金庫の業務にかかるサポート機能

信金中央金庫は、信用金庫のお客さまのニーズの多様化･高度化、他業態との競争激化などに信用金庫が迅速に対応できるよう、中小企業のビジネスマッチングや海外進出、個人の資産形成や相続、地域創生やフィンテックの活用を行っています。

2. 信用金庫の経営にかかるサポート機能

信用金庫の収益力向上や健全性の確保に向けて、経営のサポートを行っています。

収益力向上に向けては、信用金庫向け運用商品の提供や、信用金庫業界の業務効率化を図るために共通業務の集中化を行っています。

健全性確保に向けては、業界独自のセーフティネットである「信用金庫経営強化制度」などの運営を通じて信用金庫業界の信用力の維持・向上に努めています。

●信用金庫経営力強化制度

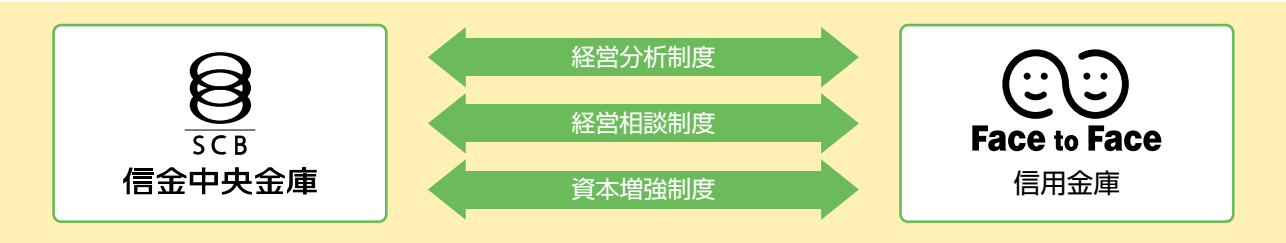

3. 信用金庫業界の資金運用機能

信金中央金庫は、全国の信用金庫から預け入れられた資金や金融債を発行して調達した資金を、国内外の金融商品や地方公共団体、事業会社などへの貸出により運用しています。